



# 金 沢 市 公 報

号外第9号

平成28年(2016年)3月24日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 条 例		○金沢市消費生活センターの組織及び運営等に 関する条例 (人権女性政策推進課) 17
○金沢市における文化の人づくりの推進に関する条例 (文化政策課) 1		○学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (子ども福祉課) 18
○金澤町家情報館条例 (歴史建造物整備課) 4		○金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例 (生涯学習課) 19
○金沢市行政不服審査関係手数料条例 (文書法制課) 7		○金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例 (行政経営課) 24
○金沢市職員の退職管理に関する条例 (人 事 課) 8		○金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (人 事 課) 25
○地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 ( " ) 9		○職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例 ( " ) 25
○金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例 (税 務 課) 13		○金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 ( " ) 26
○行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 ( " ) 14		○金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例 ( " ) 26
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例 (市民協働推進課) 17		

## 条 例

金沢市における文化の人づくりの推進に関する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第5号

金沢市における文化の人づくりの推進に関する条例

#### 目次

前文

第1章 総則 (第1条—第6条)

第2章 文化の人づくりの推進に関する基本的な施策 (第7条—第14条)

第3章 雑則 (第15条)

附則

私たちのまち金沢では、<sup>いとしえ</sup>古よりの人々の営みに、藩政期に培われた伝統、学術及び文化が重ね合わさり、固有の特色ある文化が形成されてきた。藩政期に花開いた金沢の文化は、先人たちが大切に守り育ててきた貴い努力により、今日に至るまで連綿と受け継がれ、市民の日々の暮らしの中に息づいている。金沢のまちの個性と魅力は、歴史を礎として、受け継がれてきた学術や文化を磨き高めると同時に、常に新たなものにも目を向け、革新

の息吹を取り込み、新たな価値を創造してきた文化的土壌にある。伝統と革新とが相互に作用することで、豊かで潤いのある固有の文化を生み出し、まちの品格を高めてきたのである。

このように、金沢の文化は、長い歴史を通じて培われた世界に誇るべき資産であり、市民の個性豊かで質の高い暮らしを支えると同時に、郷土愛に満ちた人間性を育む力を生み出し、まちに活力を与えている。文化の力の源泉は、ほかならぬ人であり、金沢のまちはこれまでも人を育むことにより、その個性をつくりあげてきた。金沢が魅力ある文化都市としてさらなる発展を遂げていくためには、その源泉を守り続けるとともに、新たな泉を見だし育てていかなければならない。そのためには、世界を舞台に活躍できる人材、専門的な技術を有する人材、そして金沢の未来を託す子どもたちなど、次代の文化を担う人づくりを今まで以上に推し進めていくことが、極めて重要である。

ここに、私たちは、文化都市として伝統文化の継承発展と新たな文化の創造を担う人づくりに積極的に取り組むことにより、金沢を将来にわたり希望と活力に満ちた魅力あふれるまちとするため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本市の伝統文化の継承発展及び新たな文化の創造を担う人づくり（以下「文化の人づくり」という。）の推進について、基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民等及び高等教育機関の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、文化の人づくりの推進を図り、もって希望と活力に満ちた社会の実現と本市の持続的な発展に寄与することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 金沢の先人たちの暮らしの中から生み出され、受け継がれ、市民の生活に根ざした伝統文化、市民等が主体となって行う文化活動並びに有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用に関わることをいう。
- (2) 市民等 市民及び文化活動を行う団体をいう。
- (3) 高等教育機関 大学、高等専門学校、専門課程を置く専修学校その他の高等教育を行う機関をいう。

### (基本理念)

第3条 文化の人づくりの推進は、市民等が文化の担い手であるとの認識の下に、その自主性及び創造性を十分に尊重しながら、行われなければならない。

- 2 文化の人づくりの推進は、文化が市民の豊かな心<sup>かん</sup>を涵養し、地域の活力を高める重要な社会的財産であるとの認識の下に、文化の裾野の拡大を図るために行われなければならない。
- 3 文化の人づくりの推進は、金沢の先人たちが育んできた歴史、風土等を反映した特色ある文化を、将来の世代にわたって引き継ぐとともに、発展させていくために行われなければならない。
- 4 文化の人づくりの推進は、文化には新たな息吹を取り込むことが重要であるとの認識

の下に、国内外の多様な交流を通じて、将来にわたり文化を発展させていくために行われなければならない。

5 文化の人づくりの推進は、市の責務並びに市民等及び高等教育機関の役割をそれぞれが担うとともに、相互の理解と連携の下に、協働して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化の人づくりの推進を図るために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に市民等及び高等教育機関の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、市民等及び高等教育機関の理解と協力を得るよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、文化を創造し、享受するものとして、基本理念にのっとり、固有の特色ある文化が自主的かつ創造的な活動を通じて将来の世代に引き継がれるために、文化の人づくりを担う役割を果たすよう努めるとともに、本市が実施する文化の人づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(高等教育機関の役割)

第6条 高等教育機関は、基本理念にのっとり、その有する専門知識、人材、設備等を生かした調査研究の充実、創造性豊かな人材の育成等を通じて、文化の人づくりの推進に貢献する役割を果たすよう努めるとともに、本市が実施する文化の人づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 文化の人づくりの推進に関する基本的な施策

(文化の継承発展等の担い手の育成)

第7条 市は、文化の継承発展及び創造の担い手を育成するため、研修等の支援、国内外の多様な交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(将来の文化の担い手の育成)

第8条 市は、将来の文化の担い手となる子どもの文化に対する知識並びに豊かな創造性及び感性を高めるため、文化に関する学習及び体験の場の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用の担い手の育成)

第9条 市は、文化財等の保存及び活用の担い手を育成するため、必要な知識、技術及び技能の習得の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民等の文化意識の醸成)

第10条 市は、市民等の文化に対する関心及び理解を深め、意識の醸成を図るため、その普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(環境の整備)

第11条 市は、市民等の文化活動の場の充実を図るため、施設の機能の強化その他の必要な環境の整備等を行うものとする。

2 市は、市民等の文化に関する調査研究、研修等の場の充実を図るため、施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(多様な文化に触れる機会の充実)

第12条 市は、広く市民等が自主的に多様な文化を鑑賞し、又は文化活動に参加する機会の充実を図り、これらに関する情報の収集及び提供その他の必要な環境の整備を行うものとする。

2 市は、市民等に対し、多様な文化に触れる機会を提供するため、文化に関する施策間の連携その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市民等及び高等教育機関との協働)

第13条 市は、第7条から前条までに定める施策の実施に当たっては、市民等及び高等教育機関との理解と連携の下、協働に努めるものとする。

(援助)

第14条 市長は、文化の人づくりの推進を図るため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

### 第3章 雑則

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

金澤町家情報館条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第6号

### 金澤町家情報館条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、金澤町家が本市の歴史、伝統及び文化を伝える貴重な資産であることに鑑み、金澤町家に関する総合的な相談、情報提供等の場として利用に供することにより、金澤町家の保全及び活用の推進を図り、もって歴史的なまちなみの保全、文化的景観の保存及び個性豊かで魅力あるまちづくりの推進に資するため、情報館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 情報館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 金澤町家情報館
- (2) 位置 金沢市茨木町53番地

(事業)

第3条 金澤町家情報館(以下「情報館」という。)は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 金澤町家の保全及び活用に係る総合的な相談に関すること。
- (2) 金澤町家の保全及び活用に係る情報の提供及び発信に関すること。
- (3) 情報館における空間体験のための事業の企画及び実施に関すること。
- (4) 情報館の施設及び設備の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第4条 情報館に、館長その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第5条 情報館の開館時間は、午前9時から午後5時30分まで(会議室1、会議室2、会議室3又は会議室4(以下「会議室」という。))の使用を承認した場合にあっては、当該使用の承認に係る部分に限り、午後9時まで)とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 情報館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下この号において「休日」という。))に当たるときは、その日の直後の休日以外の日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(会議室の使用の対象者)

第7条 会議室を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するもので、会議室において情報館の設置の目的に適合する活動として規則で定めるものを行うもの(次条及び第12条第1項において「活動団体」という。)とする。

(1) 金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例(平成25年条例第1号)第19条第1項の規定により保全活用推進協定を締結した保全活用支援団体(同条例第17条に規定する保全活用支援団体をいう。)

(2) 前号に掲げるもののほか、金澤町家の保全及び活用を通じたまちづくりに係る活動を行っている団体

(特別の使用)

第8条 市長は、前条の規定にかかわらず、活動団体の利用に支障がない限りにおいて、会議室を活動団体以外のものに使用させることができる。

(使用の承認)

第9条 会議室を使用しようとするものは、あらかじめ市長の使用の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用の承認の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の使用を承認しないものとする。

(1) 建物、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。

(3) 政治的活動又は宗教的活動をするおそれがあると認められるとき。

(4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) その他市長が使用を不適當であると認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第11条 市長は、第9条の規定により使用の承認を受けたもの（次条において「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。

（使用料）

第12条 使用者は、別表に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。ただし、次に掲げるものが使用する場合は、この限りでない。

- (1) 活動団体
- (2) 活動団体以外のもので会議室において情報館の設置の目的に適合する活動として規則で定めるものを行うもの

2 使用料は、使用の承認の際、前納しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

（使用料の減免）

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

（損害の賠償）

第15条 情報館を利用する者は、情報館の建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 会議室の使用に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第12条関係）

区 分	使 用 時 間	金 額
会議室 1	午後 6 時から午後 9 時まで	470円
会議室 2	午後 6 時から午後 9 時まで	470円
会議室 3	午後 6 時から午後 9 時まで	460円
会議室 4	午後 6 時から午後 9 時まで	250円

摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及

び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

金沢市行政不服審査関係手数料条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第7号

### 金沢市行政不服審査関係手数料条例

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、特定の者のためにする事務について本市が徴収する手数料のうち、行政不服審査に関する手数料については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（行政不服審査法第9条第3項に規定する場合の読替え）

第2条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第3項に規定する場合においては、第4条第1項及び第2項の適用については、同条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、「第38条第1項」とあるのは「第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項」とする。

（手数料の額）

第3条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第11条第1号に掲げる交付の方法  
日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙（以下この条において「用紙」という。）1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- (2) 行政不服審査法施行令第11条第2号に掲げる交付の方法 用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、40円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。
- (3) 行政不服審査法施行令第11条第3号に掲げる交付の方法 同条第1号又は第2号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

（手数料の減免）

第4条 審理員は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下この条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項の規定によ

る交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

- 3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（手数料の還付）

第5条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の手数料の全部又は一部を還付することができる。

（準用）

第6条 第3条から前条までの規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第3条中「第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項」とあるのは「第81条第3項において準用する法第78条第4項」と、同条第1号中「第11条第1号」とあるのは「第23条において準用する同令第11条第1号」と、同条第2号中「第11条第2号」とあるのは「第23条において準用する同令第11条第2号」と、同条第3号中「第11条第3号」とあるのは「第23条において準用する同令第11条第3号」と、第4条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「金沢市行政不服審査会」と読み替えるものとする。

第7条 第3条から第5条までの規定は、地方自治法、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の法令において準用する法第38条第1項の規定による交付について準用する。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

金沢市職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第8号

金沢市職員の退職管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに



離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（法第38条の2第1項に規定する役職員をいう。）又は法第38条の2第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への届出）

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下この条において同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員にあっては、金沢市教育委員会）に規則で定める事項を届け出なければならない。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に離職した者について適用する。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第9号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第4条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「標準的な」を削り、「市長が定める」を「別表第3の2に定める等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職

務で市長が定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第22条第1項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「6箇月」を「6か月」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に、「1箇月」を「1か月」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第3の2（第4条関係）

ア 行政職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	主事、技師、保育士、司書、学芸員、消防士長及び消防士の職務
2級	困難な業務を行う主事、技師、保育士、司書、学芸員、消防士長及び消防士の職務
3級	1 主査及び消防司令補の職務 2 主任の職務
4級	1 担当課長補佐及び消防司令の職務 2 係長の職務 3 困難な業務を処理する主査及び消防司令補の職務 4 特に困難な業務を処理する主任の職務
5級	1 課長補佐の職務 2 困難な業務を処理する担当課長補佐及び消防司令の職務
6級	1 課長、担当課長及び消防司令長の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務 3 特に困難な業務を処理する担当課長補佐及び消防司令の職務
7級	1 部長、担当部長及び消防監の職務 2 特に重要な業務を所掌する課長、担当課長及び消防司令長の職務
8級	特に困難で重要な業務を所掌する部長、担当部長及び消防監の職務
9級	局長、担当局長、危機管理監、会計管理者及び消防正監の職務

イ 教育職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	金沢市立工業高等学校の助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手の職務
2級	金沢市立工業高等学校の教諭、実習教諭及び養護教諭の職務
3級	金沢市立工業高等学校の主幹教諭及び指導教諭の職務
4級	金沢市立工業高等学校の副校長及び教頭の職務
5級	金沢市立工業高等学校の校長の職務

ウ 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医師及び歯科医師の職務
2級	1 課長補佐、担当課長補佐、所長補佐及び担当所長補佐の職務

	2 主査の職務 3 相当高度な知識又は経験に基づいて困難な医療業務に従事する医師及び歯科医師の職務
3 級	1 部長及び担当部長の職務 2 課長、担当課長、所長及び担当所長の職務
4 級	1 局長及び担当局長の職務 2 困難な業務に従事する所長の職務

## エ 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び歯科衛生士の職務
2 級	1 薬剤師及び獣医師の職務 2 高度な知識又は経験に基づいて困難な業務に従事する管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び歯科衛生士の職務
3 級	1 主査の職務 2 主任の職務 3 高度な知識又は経験に基づいて困難な業務に従事する薬剤師及び獣医師の職務 4 特に高度な知識又は経験に基づいて困難な業務に従事する管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び歯科衛生士の職務
4 級	1 困難な業務に従事する主査の職務 2 困難な業務に従事する主任の職務
5 級	1 課長補佐及び担当課長補佐の職務 2 係長の職務 3 特に困難な業務に従事する主査の職務 4 特に困難な業務に従事する主任の職務
6 級	1 課長及び担当課長の職務 2 困難な業務に従事する課長補佐及び担当課長補佐の職務
7 級	1 部長及び担当部長の職務 2 困難な業務に従事する課長及び担当課長の職務
8 級	1 局長及び担当局長の職務 2 困難な業務に従事する部長及び担当部長の職務

## オ 医療職給料表(3) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	養護師の職務
2 級	1 保健師、助産師及び看護師の職務 2 相当高度な知識又は経験に基づいて困難な業務に従事する養護師

	の職務
3 級	高度な知識又は経験に基づいて困難な業務に従事する保健師、助産師、看護師及び養護師の職務
4 級	主任の職務
5 級	1 係長及び主査の職務 2 高度な知識又は経験に基づいて困難な業務に従事する主任の職務
6 級	1 課長、担当課長、所長及び担当所長の職務 2 課長補佐、担当課長補佐、所長補佐及び担当所長補佐の職務
7 級	高度な知識又は経験に基づいて困難な業務に従事する課長、担当課長、所長及び担当所長の職務

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第14条中「勤務成績」を「直近の人事評価の結果及び勤務の状況」に、「1箇月」を「1か月」に改める。

(金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(職員の服務等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の服務等に関する条例(平成7年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(金沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 金沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条第6号を同条第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

附 則

- この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第22条第1項の規定及び第2条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第14条の規定にかかわらず、平成28年6月に支給する勤勉手当については、なお従前の例による。
- 第5条の規定による改正後の金沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定にかかわらず、平成27年度以前の年度における人事行政の運営の状況について

は、なお従前の例による。

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第10号

金沢市本社機能立地促進のための金沢市税賦課徴収条例の特例を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、地域再生法（平成17年法律第24号。以下この条及び次条において「法」という。）第8条第1項の認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第4号の地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項の認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って特定業務施設（法第5条第4項第4号の特定業務施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項の認定事業者（次条において「認定事業者」という。）について、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に対して課する固定資産税に係る金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の特例を定めることにより、本社機能立地促進（事業者による特定業務施設を整備する事業を促進することをいう。）を図ることを目的とする。

(不均一課税による固定資産税の税率)

第2条 法第5条第19項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第4号の地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（平成27年8月10日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、同条第1項の地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第6項第4号の中小事業者、同法第42条の4第6項第4号の中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号の中小連結法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下この条及び附則において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下この条及び附則において「対象固定資産」

という。)に対して課する固定資産税の税率は、金沢市税賦課徴収条例第44条の規定にかかわらず、当該対象固定資産に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度(以下この条において「初年度」という。)以後3か年度において、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率とする。

年 度 の 区 分	税 率
初年度	零
第2年度(初年度の翌年度をいう。以下この表において同じ。)	100分の0.14
第3年度(第2年度の翌年度をいう。)	100分の0.28

(不均一課税の申告)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、市長に申告をしなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に新設し、又は増設した特別償却設備に係る対象固定資産に対して課する固定資産税について適用する。

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第11号

行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(金沢市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 金沢市税賦課徴収条例(昭和25年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「以下この条中」を「第3項において」に、「期限まで」を「期限までに」に改める。

第14条から第17条までを次のように改める。

第14条から第17条まで 削除

(職員給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第21条の3第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号中「うえで」を「上で」に改め、同条第2項中「以下」の次に「この条において」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改め、同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(金沢市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 金沢市職員退職手当支給条例(昭和28年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改め、同条第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第4条 金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部改正）

第5条 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第14条第1項中「第34条第3号」を「第34条第3項第3号」に改め、同条第3項中「第33条第2号及び第34条第3号」を「第34条第1項第2号及び第3項第3号」に改める。

第31条の表第14条第1項の項中「第34条第3号」を「第34条第3項第3号」に、「第34条第4号」を「第34条第3項第4号」に改め、同表第14条第3項の項中「第33条第2号及び第34条第3号」を「第34条第1項第2号及び第3項第3号」に、「第33条第3号及び第34条第4号」を「第34条第1項第3号及び第3項第4号」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

#### 第4章 審査請求等

第32条の3の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立て」を「審査請求」に改める。

第33条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第33条 公開決定等、自己情報公開決定等若しくは訂正決定等又は公開請求、自己情報公開請求若しくは訂正等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第34条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「前条」を「第1項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る行政情報の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第4号中「不服申立てに係る自己情報公開決定等」を「審査請求に係る保有個人情報の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

公開決定等、自己情報公開決定等若しくは訂正決定等又は公開請求、自己情報公開請求若しくは訂正等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、

速やかに金沢市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を公開することとする場合（当該行政情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を公開することとする場合（当該保有個人情報の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正又は利用停止をすることとする場合

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第35条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第2号中「不服申立てに係る公開決定等」を変更し、当該公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る行政情報の全部を公開する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2項中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第2号中「不服申立てに係る自己情報公開決定等」を変更し、当該自己情報公開決定等」を「審査請求に係る自己情報公開決定等（自己情報公開請求に係る保有個人情報の全部を公開する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第36条第1項中「第33条」を「第34条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第37条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第38条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第39条及び第40条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第41条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「又は資料の閲覧」を「若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付」に、「その他」を「、その他」に改め、「その閲覧」の次に「又は交付」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（金沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）



第6条 金沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

---

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第12号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

（金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和43年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「大河端町」の次に「、大河端西1丁目、大河端西2丁目」を加える。

（金沢市消防団条例の一部改正）

第2条 金沢市消防団条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「大河端町」を「大河端町 大河端西1丁目 大河端西2丁目」に改める。

附 則

この条例は、大河端西1丁目又は大河端西2丁目となる区域につき、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

---

金沢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第13号

金沢市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称等の公示）

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 法第8条第2項第1号及び第2号に掲げる事務を行う日及び時間

(職員)

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する所長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(研修)

第5条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第6条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第14号

学校教育法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第53条第2項第5号、第59条第9号及び第107条第8号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第53条第2項中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。  
(金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第15号

金沢市キゴ山ふれあい研修センター条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、医王山山麓キゴ山の豊かな自然環境の中で行う里山教育及び宇宙教育を通じて、心身ともに健全で、創造性豊かな青少年の育成を図るとともに、広く市民の生涯学習の振興に資するため、ふれあい研修センターを設置する。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 里山教育 里山における生物の多様性、人々の農林漁業による営み、文化等について、体験的な学習等により理解を深め、自然を大切にすることを目的として行われる教育をいう。
- (2) 宇宙教育 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る体験的な学習等を通じて、宇宙及び科学について関心を深めるとともに、探求する意欲を喚起し、青少年の夢及び希望を育むことを目的として行われる教育をいう。

(名称、位置等)

第3条 ふれあい研修センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 金沢市キゴ山ふれあい研修センター
  - (2) 位置 金沢市小豆沢町ヲ4番地
- 2 金沢市キゴ山ふれあい研修センター(以下「ふれあい研修センター」という。)に、青少年交流棟、こども交流棟、天文学習棟及び野外自然活用施設を置く。
- 3 前項の野外自然活用施設とは、ビジターハウス、体験農園、緑地広場等の施設をいう。  
(事業)

第4条 ふれあい研修センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 里山における自然観察等の自然に親しむ学習活動に関すること。
- (2) 里山における人々の営み及び文化の体験的な学習活動に関すること。
- (3) 宇宙に関する科学的知見、宇宙の開発及び利用を支える科学技術等に係る学習活動

に関すること。

- (4) 天体観察室、プラネタリウム等の使用による天文知識等の普及に関すること。
- (5) 市民のスポーツ、レクリエーション、文化活動等の振興に関すること。
- (6) 市民への施設及び設備の提供に関すること。
- (7) 里山教育及び宇宙教育に係る情報の提供に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第5条 ふれあい研修センターに、所長その他必要な職員を置く。

(休館日及び開館時間)

第6条 青少年交流棟及びこども交流棟の休館日並びに天文学習棟の休館日及び開館時間は、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。

(使用の対象者)

第7条 青少年交流棟を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 自主的な研修計画を有する団体で、おおむね8人以上のもの
- (2) その他教育委員会が適当であると認める者で構成する団体

2 こども交流棟又は天文学習棟の天体観察室、屋外観察デッキ若しくは宇宙科学工房（次条において「天体観察室等」という。）を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当する者で構成するおおむね8人以上の団体とする。

- (1) 義務教育諸学校の児童及び生徒並びにその引率者
- (2) 少年団体の構成員及びその指導者
- (3) 幼稚園、保育所等の幼児及びその引率者
- (4) その他教育委員会が適当であると認める者

(特別の使用)

第8条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず、同条に定める使用の対象者の利用に支障がない限りにおいて、青少年交流棟、こども交流棟又は天体観察室等（以下「青少年交流棟等」という。）を同条に定める使用の対象者以外のものに使用させることができる。

(使用の承認)

第9条 青少年交流棟等を使用しようとするもの又は野外自然活用施設の全部若しくは一部を独占して使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の使用の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用の承認の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、青少年交流棟等又は野外自然活用施設の使用を承認しないものとする。

- (1) 建物、設備、構築物、展示資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他教育委員会が使用を不適當であると認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第11条 教育委員会は、第9条の規定により使用の承認を受けたもの（次条において「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、青少年交流棟等又は野外自然活用施設の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

(1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 使用の申請に偽りがあったとき。

(使用料)

第12条 使用者のうち、青少年交流棟、こども交流棟又は天文学習棟の宇宙科学工房の利用者は、別表第1に定める使用料（以下「使用料」という。）を使用の承認の際、前納しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者で構成する団体が使用するとき、使用料を徴収しない。

(1) 本市内の義務教育諸学校の授業その他の教育活動として使用しようとする当該義務教育諸学校の児童及び生徒並びにその引率者

(2) 本市内の少年団体の健全育成に関する学習その他の活動として使用しようとする当該少年団体の構成員及びその指導者

(3) 本市内の幼稚園、保育所等の行事その他の活動として使用しようとする当該幼稚園、保育所等の幼児及びその引率者

(観覧料)

第13条 天文学習棟のプラネタリウムを観覧しようとする者は、別表第2に定める観覧料を納入しなければならない。この場合において、市長は、相当の理由があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を後納させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が観覧するときは、観覧料を徴収しない。

(1) 本市内の義務教育諸学校の授業その他の教育活動として観覧しようとする当該義務教育諸学校の児童及び生徒並びにその引率者

(2) 本市内の少年団体の健全育成に関する学習その他の活動として観覧しようとする当該少年団体の構成員及びその指導者

(3) 本市内の幼稚園、保育所等の行事その他の活動として観覧しようとする当該幼稚園、保育所等の幼児及びその引率者

(使用料等の減免)

第14条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料又は観覧料を減免することができる。

(使用料等の還付)

第15条 既納の使用料又は観覧料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の使用料又は観覧料の全部又は一部を還付することができる。

## (損害の賠償)

第16条 ふれあい研修センターを利用する者は、ふれあい研修センターの建物、設備、構築物、展示資料等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

## (委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 青少年交流棟等又は野外自然活用施設の使用に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 金沢市キゴ山ふれあいの里条例（昭和63年条例第1号）
  - (2) 金沢市キゴ山天体観察センター条例（平成10年条例第3号）
  - (3) 金沢市キゴ山少年自然の家条例（平成10年条例第4号）
- 4 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の金沢市キゴ山ふれあいの里条例第6条、金沢市キゴ山天体観察センター条例第9条又は金沢市キゴ山少年自然の家条例第7条の規定により、この条例の施行の日以後の青少年交流棟等又は野外自然活用施設の使用についてその承認を受けているものは、第9条の規定により青少年交流棟等又は野外自然活用施設の使用の承認を受けたものとみなす。
- 5 金沢市市有財産条例（昭和39年条例第9号）の一部を次のように改正する。
  - 第3条第4号を次のように改める。
    - (4) 金沢市キゴ山ふれあい研修センター青少年交流棟

## 別表第1（第12条関係）

その1 宿泊を伴う場合の使用料  
青少年交流棟及びこども交流棟

区 分	使 用 料
青 少 年	1人1泊につき 300円
一 般	1人1泊につき 840円
備考 青少年とは6歳から30歳までの者を、一般とは30歳を超える者をいう。ただし、6歳未満の者が1ベッドを1人で使用する場合は、青少年とみなす。	

その2 宿泊を伴わない場合の使用料

- 1 青少年交流棟

使用時間区分 区 分		午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後5時まで)	夜 間 (午後6時から午後9時まで)	全 日 (午前9時から午後9時まで)
第 1 研 修 室		1,620 円	2,160 円	2,160 円	5,400 円
第 2 研 修 室		640 円	860 円	860 円	2,160 円
第 3 研 修 室		640 円	860 円	860 円	2,160 円
第 4 研 修 室		640 円	860 円	860 円	2,160 円
和 室 研 修 室		860 円	1,080 円	1,080 円	2,700 円
視 聴 覚 室		2,160 円	3,240 円	3,240 円	8,100 円
研 修 集 会 室		3,240 円	4,320 円	4,320 円	10,800 円
調 理 加 工 実 習 室		1,940 円	2,160 円	2,160 円	5,400 円
工 芸 実 習 室		2,160 円	3,240 円	3,240 円	8,100 円
体 育 館	全 面	4,320 円	5,400 円	5,400 円	14,040 円
	半 面	2,160 円	2,700 円	2,700 円	7,020 円

## 2 こども交流棟

使用時間区分 区 分		午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後5時まで)	夜 間 (午後6時から午後9時まで)	全 日 (午前9時から午後9時まで)
プ レ ー ル ルーム		2,160 円	2,700 円	2,700 円	7,020 円
多 目 的 室		1,620 円	2,160 円	2,160 円	5,400 円
研 修 室		1,620 円	2,160 円	2,160 円	5,400 円

## 3 天文学習棟

使用時間区分 区 分		午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後5時まで)	夜 間 (午後6時から午後9時まで)	全 日 (午前9時から午後9時まで)
宇 宙 科 学 工 房		1,620 円	2,160 円	2,160 円	5,400 円

その3 附属設備使用料  
規則で定める額

## 摘要

- この表のその1、その2の各項及びその3の規定による額の合算額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料とする。

- 2 前項の使用料の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

別表第2（第13条関係）

区 分		金 額	備 考	
観覧料	団 体	1人につき 410円 (中学生以下にあっては、200円)	団体とは、代表者又は責任者を有する20人以上の集まりをいう。	
	個人	中学生以下		300円
		一 般		510円
摘要 この表の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。				

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第16号

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

金沢市事務分掌条例（平成17年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 文化スポーツ局

第2条第1号を削り、同条第2号ウ及びエを削り、同号中イをカとし、アの次に次のように加える。

イ 広報及び広聴に関する事項

ウ 情報化に関する事項

エ 国際化に関する事項

オ 首都圏における市政の推進に関する事項

第2条第2号を同条第1号とし、同条第3号中キをクとし、アからカまでをイからキまでとし、同号にアとして次のように加える。

ア 秘書に関する事項

第2条第3号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 文化スポーツ局

ア 芸術文化に関する事項

イ 歴史遺産保存に関する事項

ウ スポーツに関する事項

第2条第6号エを削る。



附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第17号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,786人」を「1,795人」に、「414人」を「405人」に、「368人」を「356人」に、「7人」を「6人」に、「3,356人」を「3,343人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第18号

職員の分限及び懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（目的）」を付する。

第1条の2に見出しとして「（調査休職）」を付する。

第2条の前の見出し中「降任、免職、休職」を「分限」に改め、同条第1項中「、免職する場合又は」を「免職する場合若しくは」に改め、「休職する場合」の次に「又は第5条の3第2号の規定に該当するものとして職員を降給する場合」を加え、「をして」を「を指定して」に改め、同条第2項中「第1条の2」を「、前条」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 職員は、前項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

第5条の次に次の3条を加える。

（降給の種類）

第5条の2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条において同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。第5条の4において同じ。）とする。

（降格の事由）

第5条の3 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員の降格をすることができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
  - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、その職務の級に分類されている職務の遂行に必要な適格性を欠く場合
  - (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職務の級が廃止され、又は過員を生じた場合
- (降号の事由)

第5条の4 任命権者は、職員が人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績がよくない場合で、その職務の級に分類されている職務の遂行に必要な適格性を欠くとはいえないときは、当該職員の降号をすることができる。

第9条を次のように改める。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

第10条を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

---

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第19号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第6条第3号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

---

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月24日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第20号

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「780,000円」を「810,000円」に改め、同項第2号中「715,000円」を「745,000円」に改め、同項第3号中「670,000円」を「700,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年(2016年)3月24日	印刷	発行人	金 沢 市
平成28年(2016年)3月24日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	